

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 保安林の指定
- 都市計画法第六十六条による告示
- 開発行為に関する工事の完了
- 建築基準法による道路の位置の指定
- 教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第六百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社太陽堂 薬局上井営業所	倉吉市上井町一丁目八番地七	昭和五十六年七月一日

鳥取県告示第六百五十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田川整形外科医 院	米子市福市一一六九	昭和五十六年六月十九日

鳥取県告示第六百五十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	昭和五十六年七月十六日	名 称	民本 医院	所 在 地	米子市旗ヶ崎三九四―四
“		株式会社大陽堂 薬局上井営業所			倉吉市上井町一丁目八番地七

鳥取県告示第六百五十九号

昭和五十六年五月十一日付けで福部村から申請のあつた土地改良（湯山地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年七月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十号

赤碕町から申請のあつた町宮土地改良（前野地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年七月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百六十一号

昭和五十六年二月二十八日付けで北条町から申請のあつた土地改良（国坂地区は場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めた

ので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年七月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十二号

鳥取市から申請のあった市営土地改良（上野第二地区農道整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十六年七月十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定によ

り告示する。

昭和五十六年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十六年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字瀧山東平ラ四六四の三〇、字瀧山西平ラ五三七の一、字市ノ原奥五六九の一、五七五の一、字中山五七九の五（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、字瀧山東平ラ四六四の二、四六四の二九、字市ノ原奥五七二、五七三

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐とする。

(二) 主伐として代採をすることができる立木は、日野地域森林計画で

定める標準伐期齡以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による倉吉都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業三―四―五福吉町生田線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

1 収用の部分 倉吉市余戸谷町字中長、字玉ノ助、字亀岩、字清水出、

字サコ田及び字中田、八幡町字四十二丸並びにみどり町
字中田地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六百六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年三月二十八日 鳥取県指令受倉土維第二百一十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市福庭字北田及び字中井田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市上井町二丁目一三一―九

有限会社尾崎開発

代表取締役 尾崎貞子

鳥取県告示第六百六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十六年七月二十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十六年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>申請人の住所及び氏名</p> <p>東伯郡羽合町上浅津一〇〇 株式会社 勢 商 代表取締役 国竹克文</p>	<p>道路の位置の指定場所</p> <p>東伯郡羽合町大字上浅津 字二ノ雨龍土一〇二一 の二部、一〇二二の一 部、一〇二二の二部、 一〇二二の三の一部、一 〇二二の四の一部及び 一〇二二の五の一部</p>	<p>道路の幅員及び延長</p> <p>幅員 六・四（一・一・九 メートル） 延長 七三・五メートル</p>
---	--	--

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十六年七月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

一日時 昭和五十六年七月二十四日（金）午前十一時十五分

二場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三議題

1 鳥取県立博物館協議会委員の任免について

2 その他